

監査指摘事項の措置状況通知書

総合政策部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
	なし。		

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
電気通信線路設備等の設置に伴い普通財産の貸付契約を締結しているが, 契約書の原本がないものがあったことから, 今後はこのようなことがないよう文書の保存について十分留意されたい。	今後は, 旭川市事務取扱規程及び文書事務の手引きに則した取扱いを徹底し, 文書の適切な管理, 保存を行うよう周知徹底した。

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
管財課	<p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 第二庁舎事務室等の貸付けに係る加算料金について、ガス使用料及び水道料、下水道使用料では建物を使用する総人数に対する使用者の職員数の割合で案分して算出する際に総人数を、電話料では建物の総電話数に対する貸与電話台数の割合で案分して算出する際に総電話数をそれぞれ誤ったこと、また、機能管理費として算定しなければならぬ空調機及び自動ドアの保守料が漏れていたことにより、3件 14,554 円の過少徴収及び1件 2,586 円の過大徴収があった。-改善済</p>	<p>過少徴収分については、不足分を追加徴収し、収入済みである。過大徴収分については、還付を行った。</p>	<p>平成24年3月8日</p>
	<p>イ 普通財産の貸付料の算定について、現況が公衆用道路の用に供している場合には普通財産貸付料算定基準第6第2項を根拠として旭川市道路占用料条例等を準用しているが、NTT電気通信線路敷地等の貸付けにおいて、同条例等で必要とされている減免申請がなされていないにもかかわらず、申請書に記載されている占用物件の一部の貸付料を免除していた。</p>	<p>貸付料を減免する場合は、全て減免に係る申請を求めるよう徹底した。</p>	<p>平成24年4月1日</p>

事務管理課	<p>(3) 契約に関する事務</p> <p>ア 電子計算機等の賃貸借契約において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているが、正当な理由もなくこの期間内に締結されていないものがあった。</p>	指摘事項について遵守するよう課内で意識徹底を図った。また、平成24年度から契約に係る施行伺の起案に契約締結期限日を記載することとし、再発防止のための事務の改善を行った。	平成24年3月5日
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	-----------

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>総務部で締結している賃貸借の一括契約に係る検査について、パソコンの場合には契約担当課と部内の予算執行課の両課で重複して行われているものがあったほか、公用車の場合には従前から予算執行課で行っており、その事務手続が結果として一括契約に係る電子複写機と同様の方法になっている事例が見受けられたが、旭川市事務専決規程では一括契約に係る電子複写機の賃貸借の検査は各課長の専決とされているものの、それ以外の検査は別に規定されていることから、パソコンや公用車の検査を予算執行課において一括契約に係る電子複写機の検査と同様の事務処理によって行うことが同規程に抵触しないかどうかを含め、関係部局とも協議しながら適正な検査の在り方を整理するとともに、必要に応じて改善の措置を講じられたい。</p> <p>平成21年度に一括契約により導入した電子複写機の検査について、契約の相手方からの請求書における請求額の計算方法が契約書及び仕様書と異なっているにもかかわらず、契約の相手方のシステム変更が難しいこと等を理由に適正と認めた結果、他部局で作成している検査調書における支払金</p>	<p>関係部局と協議した結果、複数の課で予算措置している物品をまとめて同一の契約で賃貸借したような場合は、契約事務を所管する課で検査することを原則とし、契約事務を所管する課以外の課において検査しなければならない特段の理由があるものについては、一括契約に係る電子複写機の検査と同様、事務専決規程に規定することとした。</p> <p>平成21年度電子複写機賃貸借一括契約の契約相手方に対し、契約書等の計算方法と合致しない金額で賃貸借料を請求していることについて、契約書等で示す計算方法に基づいて請求するよう</p>

<p>額の記載が契約書等と異なっているものがあったこと、また、今年度においては一部の部局で契約書等と合致した検査調書を作成し、かつ契約の相手方からも契約書等と合致した請求書を受理しており、同一契約により一括導入した部局間で事務処理に整合性がとれていないことから、早急に改善を図りたい。</p>	<p>要請し、平成24年3月分貸借料からの変更の了解を得た。</p> <p>また、平成21年度電子複写機貸借一括契約の全対象課に対して、平成24年3月分貸借料から契約書等の計算方法と合致した検査調書作成及び支払いを行うよう通知し、検査及び支払いに係る取扱いの統一を図った。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査指摘事項の措置状況通知書

税務部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
税制課	<p>(3) 契約に関する事務</p> <p>ア 税総合オンライン端末機等の賃貸借契約(平成22年3月契約分)において, 落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているが, 正当な理由もなくこの期間内に締結されていなかった。</p>	<p>部内各課に対し, 再発防止のため, 落札決定後, 速やかに契約を締結するよう指導した。</p>	平成24年 5月1日
納税課	<p>(4) 財産管理に関する事務</p> <p>ア 法令による期日から1年余り経過した後送付された督促状について, 一時的に保留扱いとした経過が滞納整理カードに記録されておらず, その理由が不明となっていたものがあつたが, 事後における状況確認や送付すべき時期の点検ができない状況であったことから, 同カードへの記載の徹底はもとより, 一時保留扱いしたものを適正に債権管理していくために必要な記録管理の実施を検討されたい。</p>	<p>一時保留扱いとした督促状に係る記録の滞納整理カードへの入力を徹底するよう指導した。</p> <p>また, 当該一時保留扱いとした督促状については, 一元的に把握することができるようコンピュータリストにより管理することとした。</p>	平成24年 5月1日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民活動課	<p>(4) 財産管理に関する事務</p> <p>ア 地域会館を運営する団体への土地の貸付けにおいて、その一部を一時的に他の者に貸し付けていた契約が終了したことに伴い、再度当該団体に貸し付ける際、公有財産貸付申請書及び免除の申請書の提出を受けずに、貸付けを行っているものがあった。</p>	<p>指摘の物件については、平成24年4月1日の新たな契約時に貸付及び免除の申請書の提出を受けて処理した。</p> <p>なお、今後、同様の事例が発生した場合には、適正に処理することを周知徹底した。</p>	平成24年4月1日
	<p>イ 所管部局が公有財産の貸付けに係る事務手続を完了したときは総務部長へ通知することとされているが、行っていないものがあった。</p>	<p>総務部長に通知した。また、次回更新時から適正に処理することを周知徹底した。</p>	平成24年4月2日
	<p>ウ 所管部局が土地を直接借り上げる場合には、契約締結伺起案を総務部へ合議し、事務手続が完了したときは総務部長へ通知することとされているが、いずれもなされていないものがあった。</p>	<p>総務部長に通知した。また、次回更新時から総務部への合議等、適正に処理することを周知徹底した。</p>	平成24年4月2日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>文書の保管管理において，平成18年度定期監査と同様に道路占用許可証がないものが見受けられたことは，依然として事務処理が改善されていない状況であることから，基本的な文書管理の取扱いについて再確認をするとともに，適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成24年4月より保管方法及び文書管理について専用保管ホルダー設置等，厳重に取り扱い，適正な処理を行うよう取扱いを徹底した。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
こども育成課	(2) 支出に関する事務 ア 報酬を時給で支給する嘱託職員に係る1月の勤務時間数について、1時間に満たない勤務時間の端数処理の方法が職種により異なっていることから、30分以上の端数を切り上げる統一的な事務処理とされたい。	30分以上の端数を切り上げる統一的な事務処理とした。	平成24年4月1日
	(4) 財産管理に関する事務 ア 所管部局が土地を直接借り上げる場合には、契約締結伺起案を総務部へ合議し、事務手続が完了したときは総務部長へ通知することとされているが、いずれもなされていないものがあつた。	契約満了に伴う通知とあわせて、通知済みであり、適正な財産管理事務を行うよう周知徹底した。	平成24年4月2日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

保健所

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
衛生検査課	(3) 契約に関する事務 ア 液体クロマトグラフ質量分析機器一式及びリアルタイムPCR機器一式の賃貸借契約において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているが、正当な理由もなくこの期間内に締結されていなかった。	部内で契約事務研修を開催し、契約締結に係る取扱い等について、周知徹底を図った。	平成24年 3月5日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

都市建築部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
	なし。		

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
<p>フルカラー電子複写機の賃貸借については, 都市建築部が契約し, 他部局が当該電子複写機を使用した場合には使用枚数に応じて各部局で支払を行っているところであるが, 同部が毎月定例的に作成している部局別使用枚数の内訳書を契約の相手方へ送付することを失念したことにより, 契約の相手方から各部局への請求が遅延し, 結果として6月から9月分までの賃借料の支払が大幅に遅れていたことから, 支出事務の部内における一層のチェック体制の強化を図るなど, 適切な事務処理の徹底に努められたい。</p>	<p>今後, 事務処理の漏れ等が生じることのないよう, 口頭により職員に注意喚起するとともに, 平成24年度から定例的な支払に係る支出予定表を作成し, 毎月の支出事務の進捗管理を行うこととした。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
文化振興課, スポーツ課	(4) 財産管理に関する事務 ア 所管部局が土地等を直接借り上げる場合には, 契約締結伺起案を総務部へ合議し, 事務手続きが完了したときは総務部長へ通知することとされているが, いずれもなされていないものがあった。	総務部長への通知を完了した。 土地等の借上げに当たっては, 旭川市公有財産規則等に基づき, 契約締結伺起案の総務部への合議や事務手続き完了時の通知など, 財産管理事務を適正に行うことを周知徹底した。	スポーツ課 平成24年 3月6日 文化振興課 平成24年 4月24日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

総合政策部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
まちづくり推進課 (旭川空港利用拡大期成会)	(1) 団体に関する事項 ア 当団体が実施している国際路線運航促進助成事業に係る実施要綱では、申請書に関係書類を添付させることとし、それらを審査の上助成金額を決定することとされているが、助成金額の算定に必要な書類の添付に一部漏れがあり、旭川空港ビル株式会社が航空会社に対して空港施設使用料を減額したことが確認できないものがあったにもかかわらず、申請書を受理し、助成金を支出しているものがあった。-改善済	添付漏れしていた書類の提出を受け、確認した結果適正であり、支出金額に影響はなかった。今後このようなことがないように、適切な事務処理を行う等チェック体制を整えた。	平成24年 4月27日
	イ ラバトリー汚水処理設備の購入については、当団体の予算に係る補正措置がなされていない中で執行していたほか、これに伴う事業計画の変更に係る市への負担金交付申請に当たっては、既に自ら購入していたにもかかわらず、旭川空港ラバトリー処理整備補助金を新設する旨を記載するなど実態と異なる内容の添付書類を提出していた。	新規事業を実施する際に、必ず事業実施前に予算の補正措置を行う。また、負担金の交付申請に当たっては、実態に即した書類の添付を行うこととした。	平成24年 4月27日
	ウ 商工会議所季報広告をはじめ	今後費用対効果を勘案し、広告効果	平成24年

	<p>当団体が多くの広告掲載料を支出しているが、単なる名刺広告が含まれているなど、効果が期待できないものが見受けられたことから、今後は財政援助団体であることを自覚した上で、費用対効果を勘案するなど慎重に執行する必要がある。</p> <p>(2) 所管部局（総合政策部）に関する事項</p> <p>ア 旭川市補助金交付基準では、</p>	<p>の期待できない広告については、掲載を見直した。</p> <p>旭川空港利用拡大期成会負担金交付要綱を改正し、要綱に飲食等を含む懇親会等の経費については対象としないことを明記した。</p> <p>対象経費の執行額の合計額が市の負担金額を下回った時には残額を戻入させるよう、要綱に即した事務処理を実施する。</p> <p>(様式5)において、算出基礎を記載事項とし、概算払を必要とする理由について事業計画案を添付するよう様式を改めた。</p>	<p>4月27日</p> <p>平成24年4月1日</p> <p>平成24年4月1日</p> <p>平成24年4月1日</p>
	<p>・ 交付した負担金については、当団体が実施している国際路線運航助成事業で、運航予定により算定し、交付した額と運行実績により算定した額との間に差額が生じた場合には、戻入させているが、負担金交付要綱では、対象経費の執行額の合計額が市の負担金額を下回ったときに残額を戻入させることとされており、実際の事務処理を反映した規定になっていない。</p> <p>・ 交付決定した負担金の全額を5月に概算払していることについて、旭川市補助金交付基準では概算払を受けようとする補助金の額、交付の時期及びその算</p>		

	<p>出の基礎を申請書に記載して提出することとされているが、負担金概算払申請書（様式5）では、その算出の基礎が記載事項とされていないことから、概算払の額及び時期について必要性が判断できない様式になっている。</p> <p>エ 旭川観光協会が実施した関連事業に対する当団体の支出について、負担金の対象経費としていますが、同協会に対しては市が補助金等を別途支出しており、同一事業に対して市が重複して支出しかねないことから、負担金使途の透明性を一層高めるため対象経費から除外することを検討されたい。</p>	<p>今後旭川観光協会及び同様の性質をもつ団体に対して負担金を支出することのないよう指導徹底し、判断が難しい事業等については市と事前に協議し対象経費の判断を行うこととした。</p>	<p>平成24年 4月1日</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>当団体が実施している国際路線運航促進助成事業に係る実施要綱について、不十分な規定等が見受けられたことから、次のような見直しを検討されたい。</p> <p>b 相互交流促進事業の助成額を1事業当たり10万円としているが、それに満たない事業も想定されることから、助成限度額が10万円である旨を明確にする必要がある。</p> <p>c 条文では書類名を国際路線運航助成事業申請書としているが、様式では国際チャーター便運航助成事業申請書としていることから、同一の名称にする必要がある。</p>	<p>平成24年4月27日開催の総会において、助成上限10万円と要綱改正を行った。</p> <p>平成24年4月27日開催の総会において、様式に記載の国際チャーター便運航助成事業を、条文に合わせて国際路線運航助成事業に記載変更を行った。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民活動課 (旭川市市民委員会連絡協議会)	(1) 団体に関する事項 ア 当団体は市職員が事務局業務担っている外郭団体であるが、外郭団体における会計事務の処理基準、団体が準用する本市の事務処理の例及び団体の会計事務等取扱要領に基づき、現金の出納に当たっては事前に意思決定手続を行うこととなっているにもかかわらず、物品の購入等の事後に支出承認手続を行っているものがあった。	今後、関係規程に基づき、適切に事務処理を行っていくことを周知徹底した。	平成24年 4月20日
	イ 会計事務において、会計事務等取扱要領に資金前渡などの支出の特例に関する規定がないこと、また、実態として市の会計規則等を準用しているにもかかわらずその旨が明記されていないこと等から、実際の事務処理との整合を図るよう関係規程の見直しを検討されたい。	資金前渡などの支出の特例に関する規定及び旭川市会計規則の準用について明記するなど、旭川市市民委員会連絡協議会会計事務等取扱要領の改正を行った。	平成24年 4月20日
	(2) 所管部局(市民生活部)に関する事項 ア 当団体は市職員が事務局業務を担っている外郭団体であり、市に準じた取扱いが求められているが、意思決定手続が事後になされているものや確認行為が	団体に対して、基本的事項を再確認しながら、適正な事務処理を確保するとともに、厳格な審査を執行するよう指導を行った。	平成24年 4月20日

	<p>存在しない支出命令で支出票に検査をした旨を記載しているものなど、多数の不備不適事項が見受けられたことから、事務処理の適正な執行が確保されるよう団体に対して指導されたい。</p> <p>イ 当補助金は申請に基づき交付決定額の全額を6月に概算払しているが、必要となる額の承認に当たり、概算払申請書では予算書を根拠としているのみで団体の収支予定が明らかにされていないことから、必要な書類の提出を受け、支払の時期や額の妥当性について適正な審査をされたい。</p> <p>ウ 事務局移行準備金特別会計に対する一般会計からの積立金については、将来の備品購入費として財源を蓄えることを目的に平成19年度から毎年一定額が繰り出されており、交付要綱に定める旭川市市民委員会連絡協議会の運営に要する経費に該当するとして当該支出を対象経費に含めているが、交付要綱の規定では対象経費とすることが可能かどうかの判断ができないことから、会計年度独立の原則を踏まえた上で、対象経費とすることの是非を含め、その考え方を再整理し、必要に応じて交付要綱に具体的に明記するなどの措置を講じられたい。</p>	<p>平成24年度分から、申請時に団体から、年間の資金計画書等、収支予定が明らかとなる書類の提出を求めるとし、支払の時期や額の妥当性について適正な審査を行うこととした。</p> <p>平成24年度分から、一般会計からの事務局移行準備金特別会計に対する積立てを行わないこととした。</p>	<p>平成24年 5月31日</p> <p>平成24年 5月23日</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
こども育成課 (学校法人 北海道立正学 園)	(1) 団体に関する事項 ア 補助事業の実績報告において、補助対象経費である研究会等への教職員派遣に係る旅費に、用務のない日の日当など補助対象外となる旅費を含めて報告したこと等により、12,551円過大に補助金の交付を受けていた。-改善済	12,551円返還済。	平成24年 3月14日
	イ 経理規定において、会計伝票として入金伝票、出金伝票及び振替伝票を定めているが、会計伝票は振替伝票のみとする取扱いにしていることから、実際の事務処理との整合性を図るよう経理規定を見直されたい。	経理規定の見直しを検討する中で、各会計において使用する会計伝票について、学校会計では振替伝票とし、事業会計では入金伝票、出金伝票及び振替伝票とするよう整理し、運用することとした。	平成24年 3月14日
こども育成課	(2) 所管部局(子育て支援部)に関する事項 ア 補助事業の実績報告書では、補助対象経費である研究会等への教職員派遣に係る旅費に、用務のない日の日当など補助対象外となる旅費が含まれていたにもかかわらず、それらを除外せずそのまま額の確定を行ったこと等により、交付決定額が12,551円過大となっていることから、厳正に審査をする必要	過大となっていた12,551円については交付決定の一部取消しを行い、返還済である。 今後は指摘のとおり厳正に審査を行う。	平成24年 3月14日

	がある。		
--	------	--	--

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民活動課 (旭川市東部 住民センター 運営委員会)	(1) 団体に関する事項 ア 体育室の利用料金で, 改正前の利用料金表に基づき料金を算定したことにより, 1件10,000円を過大に徴収しているものがあった。	利用料金の過大徴収分について, 返還の手続を行った。	平成24年 5月16日
	ウ 労働保険料の雇用保険分については, 事業主と被保険者の双方で負担するものであるが, 職員から被保険者負担額を徴収していなかった。	指摘のあった被保険者の労働保険料の雇用保険分の徴収について, 平成24年度4月分から, 職員から徴収することとした。	平成24年 4月30日
	(2) 所管部局(市民生活部)に関する事項 ア 施設の使用申請書で, 利用料金の算定根拠となる使用室名や使用日時等の記載が漏れているものが多数見受けられたこと, また, 使用の取消し等の承認で, 旭川市住民センター条例及び同条例施行規則に定める必要な手続がなされていないことから, 使用の承認等の手続について適正な事務処理が行われるよう指導されたい。	申請書の記載方法, 使用取消し等の手続については, 適正な事務処理が行われるよう指導した。	平成24年 5月25日
ウ 基本協定書では, 管理費の額は毎年度の予算の範囲内で定めるとしていることから, 管理経	平成24年度から, 指定管理者から年次協定を締結する前に収支予算書の提出を求め, 指定管理者の収支予算の	平成24年 3月15日	

	<p>費の適正性をより高めるために、指定管理者の収支予算書の内容に変更がある場合は、あらかじめ変更後の収支予算書の提出を求め内容の把握に努めるほか、市が現在様式を定めている収支報告書について、予算に対する決算の状況が確認できる内容へ見直すことを検討されたい。</p>	<p>把握を行うこととした。 年度の収支報告書について予算と決算が比較できる様式とした。</p>	<p>平成24年 5月15日</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	------------------------

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
	なし。		

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
基本財産に相当する定期預金 1,000 万円について, 貸借対照表に出資金として表示している誤りを平成 18 年度の監査で既に指摘していたにもかかわらず, 依然として修正されていないことから, 適切な科目で表示されたい。	平成 23 年度決算において, 科目更正済みである。

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
	なし。		

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
借上財産台帳については, 所管部局が直接財産の借上げを行った場合には旭川市公有財産規則に基づき, 総務部のほか所管部局においても作成することとされているが, 複数の部局で必要な書類と認識されずに作成されていない状況が見受けられたことから, 全庁統一的に作成されるよう必要性や具体的な事務手続について周知徹底に努められたい。	平成25年1月11日付けで旭事第365号にて, 借上財産事務の取扱いについて通知を行い, 借上事務手続の統一的な取扱いや, 借上財産台帳の整備について周知した。

監査指摘事項の措置状況通知書

総合政策部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
まちづくり推進課 (旭川空港利用拡大期成会)	(2) 所管部局(総合政策部)に関する事項 ウ 交付した負担金の執行に関わっては、当団体に不適切な事務処理が見受けられたほか、所管部局がラバトリー汚水処理設備に係る負担金の交付を決定する際、既に当団体が購入していることを承知しながら、起案文書には、当該設備に係る整備補助金の新設が負担金交付対象に合致している旨を記載するなど実態と異なる事務処理をしていたことから、当団体への指導を強化するとともに、負担金交付に係る事務処理のチェック体制についても早急に見直しを検討されたい。	今後同様の事例が起こらないよう当団体への事務の指導を強化するため、平成24年度から定例的に、経理状況報告書(中間決算)の提出を求めるとしたとともに、当団体事務所において、帳簿、領収証、通帳との突合作業についても定例的に実施し、チェック体制を整えた。	平成24年 8月10日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民活動課 (旭川市東部 住民センター 運営委員会)	(1) 団体に関する事項 イ 市や国の機関等からの入金を受け るための預金口座の預金利息につい て, 収入の処理及び収支報告書への計 上をしていなかった。	指摘のあった過年度において生じた 預金利子については, 平成24年5月 分の収入として会計処理を行った。	平成24年 6月18日
	(2) 所管部局(市民生活部)に関する 事項 イ 利用料金の取扱いについては, 利用 料金の額及び減免等について指定管理 者が定めた利用料金に関する規程を旭 川市住民センター条例に基づき承認し ているところであるが, 使用の取消し に伴う未納の利用料金の取扱いや利用 料金の減免に関する具体的な内容など の把握が十分でないことから, その把 握に努められたい。	料金規程に基づいて指定管理者が特 に必要と認めた利用料金の減免又は免 除の取扱いについて, 書面で報告を受 け内容を把握するとともに, それ以外 の対応が生じる場合の取扱いについて は市と協議することとした。	平成24年 11月5日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成23年度（No.3）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	なし。		

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>行政財産である旭川台場テレビ放送中継局については、デジタルテレビ放送業務に使用する目的で民間放送事業者に対する無償貸付契約を締結しているが、当該貸付けを可能とする地方自治法の根拠が明確でないとともに、旭川市公有財産規則で定める公有財産貸付申請書の提出や総務部長への通知等の必要な事務手続が一切なされていないこと、また、当該貸付契約そのものが実際には民間放送事業者に電波を発射してもらうために市が中継局の運用を委ねているものとのことであるが、契約内容は単なる貸付けであり、そのような実態を反映したものではないことから、本事業を実施するに当たり必要となる契約等について、事務手続が法令等に基づき、内容が実態に合致したものとなるよう改善を図りたい。</p>	<p>民間放送事業者に旭川台場テレビ放送中継局を貸し付けるのではなく、その運用を委ねている実態に合致するよう「旭川台場テレビ放送中継局財産無償貸付契約」を解除するとともに、「旭川台場テレビ放送中継局デジタル化改修工事及び運用に関する協定書」について、貸し付けに係る規定を運用に係る規定に変更するなど、協定書の一部を変更する協定書を締結した。 (平成25年4月1日)</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成23年度（No.3）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	なし。		

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
認可保育所敷地として貸し付けている土地については，有償とした場合，一部の保育所において財政状況が悪化し，入所児童の処遇に悪影響を及ぼす可能性が高いことを理由に全て無償としているが，市有財産を有効に活用するための基本方針を踏まえ，一律に無償とするのではなく各保育所の財政状況などに応じ，有償貸付や売却を検討されたい。	平成25年4月1日付けで「認可保育所貸付地にかかる貸し付け基準」を制定し，一定期間経過後は，原則，有償貸付とすることとした。 また，売却についても平成24年度から，各法人と協議を重ねてきており，平成25年度以降，順次売却を進めていく予定。

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

平成23年度 (No.3) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
	なし。		

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
<p>サイクリングロード用簡易水道管理設敷地に係る自動更新規定のある使用貸借契約について, 所管部局からの借上事務手続完了後の通知に基づき総務部において記録している借上財産台帳では, 現在も継続して借り上げていることとなっているが, 所管部局において一連の文書が保存されておらず, 水道設備の管理を含め借上げの状況も把握していないことから, 現場の実態等を確認した上で, 必要に応じた適切な措置を講じられたい。</p>	<p>サイクリングロード用簡易水道管理設敷地の使用貸借契約においては, スポーツ課事務室移設後の書類整理により, JR北海道との使用貸借契約書等一連の文書が確認され, 借上げは適切に行われており, 今後も引き続き適切な管理を行っていくこととする。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成23年度（No.3）監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
観光課 (旭川空港利用拡大期成会)	イ 当団体が旭川空港ビル株式会社に対して支出している国際路線運航助成金は、全額が市からの負担金で実施されており、事実上市が助成金を支出しているのと同じ状況にあるが、特に当団体が助成しなければならない根拠はなかったことから、その手法も含めた負担金の交付について見直しを検討されたい。	団体及び各関係部局と協議の結果、現状どおり旭川空港ビル(株)に対して助成を行うこととし、会則の第3条に助成事業を明記した。また、要綱で対象経費を「空港施設使用料の減免分」とし助成部分を明確化した。	平成26年 4月1日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
当団体が実施している国際路線運航促進助成事業に係る実施要綱について、不十分な規定等が見受けられたことから、次のような見直しを検討されたい。 a 対象経費を空港施設使用料としているが、これは旭川空港ビル株式会社が航空会社から徴収するものであり、何に対する助成なのか明確になっていないことから、対象経費を正確かつ具体的に規定するか又は助成対象を旭川空港ビル株式会社から航空会社に変更する必要がある。	国際チャーター便を運航する航空会社は、海外の会社で日本に支店がない場合が多く、海外送金、為替リスクや書類不備等に係る言語の問題など様々な問題発生が想定されるため、現状通り旭川空港ビル(株)に対して助成を行うこととし、要綱については対象経費を「空港施設使用料の減免分」とし助成部分を明確化した。

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

平成23年度（No.3）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	なし。		

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>公有用地の取得価額は国の土地開発公社経理基準要綱に基づき，取得に係る借入金の利息を加算しているため，当該土地の実勢価格と簿価との差額である含み損が拡大していくと予想され，簿価による取得を原則としている市の財政負担もより大きくなると考えられる。よって，用地売却は進んできているものの，依然として多くの所有地を抱えているため，市の財政上の負担にも配慮しつつ所有地の早期売却に向けてより一層努められたい。</p>	<p>土地開発公社は，平成25年12月20日解散，平成26年3月26日清算終了となったものであるが，平成25年11月8日に土地開発公社が金融機関から借り入れた事業用地取得資金を市が代位弁済し，同日，土地開発公社は代物弁済として公社保有地の引き渡しを行った。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

平成23年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	措置を講じたもの等はありません。		

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>バーサーロペット・ジャパンのコースの一部であった道道新開旭川線横断橋に係る土地の借上げについて，平成21年度のコース変更に伴い当該横断橋を使用しなくなったものの，撤去や活用方法の検討等に期間を要するとして引き続き使用許可等を受けているが，使用目的が不明確のまま継続して許可申請を行うことは適切ではないこと，また，使用料や維持管理も必要となることから，早急に関係者と協議するなど必要性を検討し適切な対応策を講じられたい。</p>	<p>バーサーロペット・ジャパンのコースであった横断橋について，現在，開催会場の変更など今後の方向性について検討中であることや，横断橋の撤去費用が高額であり，直ちに対応できないことなどについて，国や北海道に説明し，当面の間，土地の借上げを継続することについて了承を得た。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

地域振興部

平成23年度（No. 3）監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	措置を講じたもの等はありません。		

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>当団体については，本市が構成団体であるとする根拠，顧問と構成団体や役員との関係が明確でなく，会費負担が一部の会員に偏り，金額の根拠も特になかったほか，実施事業に関する会則の規定が，市の負担金交付要綱の負担対象費用の規定や現在実施している国際路線運航促進助成事業など他団体への援助事業をはじめとした活動実態とそれぞれ合致しなくなっていることから，社会経済環境の変化に伴う地域ニーズなどへの今後の対応も視野に入れながら，当団体の会員構成，組織，会費，実施事業などの見直しを検討されたい。</p>	<p>平成28年度より事務局を従来の旭川商工会議所から旭川市地域振興部に移管するとともに，平成29年度総会にて，役員改選を行ない，これまで顧問であった旭川市長が副会長に就任した。また，これまで顧問であった各市町長が理事に就任するとともに負担金を支出することとし，公平な負担を図った。</p> <p>会則や実施事業についても社会経済環境の変化に対応しながら順次見直しを行なっている。</p>